

○ 大阪府住宅供給公社における大阪府情報公開条例 の施行に関する規程

(制定 平成 17 年 3 月 23 日)

最近改正 平成 27 年 3 月 25 日

大阪府住宅供給公社が管理する法人文書（大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する法人文書をいう。）に関する大阪府情報公開条例の施行については、大阪府情報公開条例施行規則（平成 12 年大阪府規則第 226 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項並びに第 4 条第 3 項第 3 号ホ及び第 5 項第 3 号ホの規定を除くほか、大阪府知事が管理する行政文書の例による。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府住宅供給公社情報公開要綱（平成 12 年 10 月 1 日制定）は廃止する。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。